

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針 となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

(1) 基本的な考え方と維持管理の方針

歴史的風致形成建造物に指定された建造物の所有者や管理者には、歴史まちづくり法において、その建造物を適切に管理することが義務付けられています。また、増築、改築、移転及び除却の際には 30 日前までに市長に対して届出を行わなければならないとされ、届出があった場合において、必要に応じて設計の変更等必要な措置を講ずべきことを勧告することができると規定されています。

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法または景観法などの他法令や条例に基づいて指定等されている建造物は、それら個別法令などに基づいて適正に維持管理を行います。また、その他建造物は、指定された際の価値づけに基づいて適切に維持管理を行います。

なお、維持管理や防災上の措置などにおいて修理や修景が必要になった場合は、建造物の歴史的価値を損なわないよう、文化庁、福島県、文化財保護審議会、景観審議会、専門家や学識経験者等による技術的指導を踏まえながら実施します。

また、歴史的風致形成建造物としての価値に鑑み、歴史的風致維持向上のために積極的な公開、活用を図るものとします。特に公開に関しては、通常外部から観覧されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行うものとします。

(2) 個別事項

○県又は市指定文化財

県又は市の文化財保護条例に基づくそれぞれの指定文化財については、建造物の外観及び内部ともに、その現状保存を基本とします。また、増改築等に関しては、原則として行わないことを基本とし、公開、活用の際に防災措置等のやむを得ない事情がある場合にのみ行い、修理に際しては、痕跡に基づく修理を原則とします。

○登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財については、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とします。

○歴史的景観指定建造物等

会津若松市景観条例第 30 条及び第 32 条に基づく歴史的景観指定建造物等は、建造物の外観について、その維持及び保存を基本とします。

○その他歴史的風致形成建造物として指定される建造物

その他歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要がある建造物については、歴史的価値を維持しながら行う改変については認めることとします。また、文化財保護法、県又は市の文化財保護条例、景観法等の諸法令に基づいた指定等が受けられるように努めます。

(3) 届出不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条に基づく届け出不要の行為は以下の通りとします。

○県又は市指定文化財

福島県文化財保護条例第 11 条第 1 項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第 9 条に基づく修理の届出を行った場合

○登録有形文化財

文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、同法第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合

○歴史的景観指定建造物

会津若松市景観条例第 30 条に基づく歴史的景観指定建造物で、同施行規則第 29 条に基づく現状変更行為等の届出を行った場合